#### 一都税についてのお知らせー

# 11月は個人事業税第2期分の納期です

8月1日(金)にお送りした納付書により、12月1日(月)までにお納めください。

#### くご利用になれる納付方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし!!

□座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、11月10日(月)までにお申込みいただくと、個人事業税第2期分からの口座振替が可能です。



#### おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング 地方税お支払サイトの eL-QR 読取画面から納付書の eL-QR を読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

#### 【お問合せ先】

<課税について> 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁

<納付について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP 都税の支払い方法





昨年度に引き続き、令和7年度も

## 小規模非住宅用地の

# # L 5 #

## 固定資産税・都市計画税を減免します 23区

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が 400 ㎡以下であるもののうち 200 ㎡までの部分

ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和7年12月 26日(金)です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

- ※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに 申請する必要はありません。
- ※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所 (台東区)台東都税事務所 03(3841)1271

## 来所せずにお手続ができます!

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です!ぜひご利用ください!◆

#### 申告

- ✓ 電子申告
  - · eLTAX
  - ・LoGo フォーム
- ✓ 郵送(所管事務所 宛)

#### 申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
  - · eLTAX
  - ・LoGo フォーム
- ✓ 郵送(所管事務所 宛)

(一部の手続を除く。)

#### 納付

- √ スマートフォン決済アプリ
- √ ペイジー

(インターネットバンキング・ モバイルバンキング・A T M)

- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- √ 口座振替

#### 証明書等の取得

✓ 郵送

**〒112-8787** 

東京都文京区春日1-16-21

都税証明郵送受付センター

✓ 電子申請

申請方法は東京都主税局ホームページを ご覧ください。

都税証明 電子申請

検索▮

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

東京都主税局ホームページをご覧ください。



主税局 IP

# にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所の職員を装って、個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班(03-5388-2925)までご連絡ください。 また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

#### <メールによる手口>

#### 【事例】

- ・「あなたは納期限を経過した未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

#### <電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

#### 【事例1】

- 「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

#### 【事例2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

# 認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

#### 減額の対象となる住宅

- ①令和8年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1 戸あたりの床面積が50 ㎡以上280 ㎡以下であること(ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40 ㎡以上280 ㎡以下)

#### 減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火・準

耐火建築物については7年度分)

減額される税額 当該住宅の固定資産税額(居住部分で 1 戸あたり床面積 120 ㎡相当分ま

でを限度)の2分の1を減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年(1月1日新築の場合はその年)の1月31日(土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日)までに、減額の申告が必要です(ただし、区分所有住宅の管理者等の場合は変更認定通知書の写しの提出で上記申告に代えることができます。)。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23 区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い 合わせください。

### 不動産登記の申請時には

# 固定資産税・都市計画税 誤税明細書を

ご利用ください。

東京23区は

固定資産価格を法務局へ電子通知しているため、 評価証明(有料)の添付は原則不要※です。

※注意事項をご参照ください。

不動産登記申請の際には、登録免許税の算定のため、 固定資産の価格を記載する必要があります。 その価格は、固定資産税・都市計画税納税通知書と一緒に お送りする課税明細書でご確認いただけます。

#### 注意事項

- 不動産登記申請は、課税明細書の写しを添付して行うことができます。
- 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年6月にお送りしています。 納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- 4・5月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。
- その他、非課税が適用されているなど、評価証明が必要となる場合があります。詳しくは東京法務局にお問い合わせください。

#### お問合せ先

- ●登記申請に関すること …東京法務局 登記電話案内室 03-5318-0261
- ●固定資産税に関すること …資産が所在する区にある都税事務所

ご覧ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

# 都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

なお、自動車税種別割に関する納税証明(下表項番2、5)は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

ただし、申告・納付後1~2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本(領収印のあるもの) ②申告書の控え\*(受付印のあるもの)の両方を、都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

- ※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限ります。
- (注) 都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明(一般用)	全都税事務所、都税支所、支庁	
	(自動車税種別割以外)		
2	納税証明(一般用)	全都税事務所、都税支所、支庁、	<b>〒</b> 112-8787
	(自動車税種別割)	都税総合事務センター及び各自動車税事務所	東京都文京区春日
3	滞納処分を受けたことの	<b>企知税市效证</b> _ 知税士证 _ 士广	1-16-21
	ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請	全都税事務所、都税支所、支庁	都税証明郵送受付センター
	のための証明		
5	自動車税種別割納税証明	全都税事務所、都税支所、支庁、	
	(継続検査等用)	都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)・都税支所・支庁 (台東区)台東都税事務所 O3(3841)1271